

韓国における被害者支援

韓国では、1987年の憲法改正により犯罪被害者の救助請求権が憲法に明示され、さらに、同年制定された犯罪被害者救助法に基づき、日本での犯罪被害給付制度にあたる救助金制度がつくられた。この救助金制度は、給付要件が厳しく、金額も低かったため、長らく、犯罪被害者の大きな助けとはならなかった。しかし、2008年頃より重大な性犯罪の発生により、被害者支援制度の拡充に対して国民の気運が高まり、急速に法制度の改正や支援の拡充が始まっている。

2010年には、救助法の全面改訂により救助金の支給要件緩和、支給対象者拡大、上限引き上げなど大幅に救助金制度が拡大された。さらに、同年、加害者の支払う罰金の4%を積み立てて犯罪被害者の為に使う犯罪被害者保護法が制定された。積み立てられた罰金は犯罪被害者保護基金に組み入れられ、法務部（日本における法務省）、女性家族省、保健福祉省により、救助金や、刑事調停費、各種の被害者相談施設や保護施設の支援などが使途となっている。

行政における被害者支援の中核を担っているのは、日本の検察庁に当たる法務部である。支援内容は、スマイルセンター（KCVAに委託）の運営、住居支援、治療費

支援、就労支援、被害者支援センタースタッフの研修・教育（刑事政策研究院に委託）など、多岐に亘っている。特に就労支援では、犯罪被害者を含む社会的弱者を一定の割合以上雇用する企業を社会的企業と認定して、税制上の特典を与えるという特色ある制度を取り入れている。その他の行政でも、性暴力被害者の為のワンストップセンター、性犯罪被害児童専門施設の「ひまわり児童センター」などを設立・運営している。

※本稿執筆にあたっては、東京弁護士会犯罪被害者支援委員会作成の韓国調査報告書(2010年10月12日付)のうち、北野 孝輔弁護士執筆の「全国被害者支援連合会・スマイルセンター」報告、および、韓国法務部検事のチョンユミ氏による講演を参考とさせて頂きました。全国犯罪被害者支援フォーラム2011採録版には、韓国法務部検事のチョンユミ氏による韓国の被害者支援の現況報告についての講演（2011年9月30日）を全文掲載しております。冊子版の配付は終了しておりますが、PDF版は全国被害者支援ネットワークのホームページから閲覧可能です。

※韓国法務部ホームページ：<http://www.moj.go.kr/>
(日本語ページあり)